

## 民間支援機関・実務者紹介 ～NPO 法人自立支援センターみんなの家～

今回は、自立準備ホームである特定非営利活動法人自立支援センターみんなの家にインタビューを行いました。

刑務所出所者等の中には、帰住先が確保できないまま出所し再犯に至る者が多数に上ることや、帰住先がない者ほど刑務所への入所を繰り返し再犯までの期間が短いことなど、生活の基盤となる「住居」の確保は、刑務所出所者等の再犯防止を図る上で欠かすことができない施策です。これまで、こうした刑務所出所者等を更生保護施設（メールマガジン第 3 号－令和 4 年 6 月発行、メールマガジン第 20 号－令和 5 年 11 月発行）や国の一時的な宿泊場所で受け入れてきましたが、平成 23 年度からは自立準備ホームを活用した住居の確保の施策を実施しています。

みんなの家の額田光雄事務局長と長谷川正光理事にお話を伺いました。

### NPO 法人自立支援センターみんなの家インタビュー（令和 6 年 5 月 22 日）

——自立準備ホームと更生保護施設はどのように違いますか。

更生保護施設は法務大臣が認可した施設です。自立準備ホームは社会福祉法人、株式会社、NPO など様々な母体が運営しており、それぞれの施設が保護観察所に自立準備ホームとしての登録を申請し、認められれば業務を始められます。この申請は毎年行い、登録更新されることになっています。

——自立準備ホームにはどのような人が入るのですか。

保護観察中の人や更生緊急保護の対象となる人たちです。みんなの家は、自立までの一時的な拠点として利用していただく施設です。東京保護観察所からの依頼に基づいて入所をお受けしています。

委託の期間は原則 6 か月以内となっています。保護観察を受けている人は 6 か月を超えても保護できますが、委託期間は保護観察所が決定します。委託期間が終了した人で、退所先が決まらない人について、次のステップに移るまでのわずかな期間（長くて 2 か月）ですが、宿泊費を支払っていただければ、継続宿泊として受け入れてもいます。



自立支援センターみんなの家  
額田光雄事務局長（左）、長谷川正光理事（右）

——仮釈放の際の身柄引受は行っていますか。

みんなの家は、まだ、仮釈放時の帰住先には指定されていませんが、更生保護施設に帰住された方の退所先として、保護観察所から依頼を受けてやってくる人はあります。更生保護施設での規則や集団生活に馴染めずに入ってくるケースが多いですが、第二ステップの生活場所として前向きに考えていただけたらと思っています。他施設から依頼を受けて受け入れるときは、事前にある程度の情報を得てご本人のことを分かっておいた方が、処遇効果を上げていく上では必要と考えているので保護観察所との連絡は密にとるようにしています。

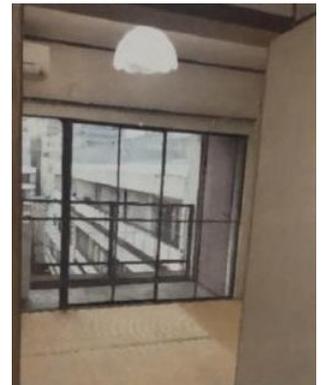
——みんなの家には、希望すればいつでも入れますか。

東京保護観察所から委託の打診があった場合、空室があれば、犯罪内容等は問わず、働く意欲が認められるのであれば、原則、いつでも入れます。ただし、この建物にはエレベーターがないので、自立歩行ができるというのが受け入れの必須条件です。

——みんなの家が自立準備ホームとして指定を受けるまでの経緯を教えてください。

みんなの家は、現理事長が個人的にホームレスを受け入れるために作った施設です。それで「自立支援センター」という名称になっています。

平成 23 年に法務省保護局長通達で自立準備ホームの制度が出来た時、本制度の説明及び研修会が保護観察所の会議室で行われ、当時、大田区保護司会の研修担当であった現理事長が出席しました。その際、観察所から事業開始募集に手を挙げたことが発端です。その後、ホームレス支援などの実績を積んで、平成 26 年 6 月に自立準備ホームとして登録されました。設立から令和 6 年 3 月末までに 119 人の支援を行いました。



居室

——自立準備ホームでは入所者の生活指導を行うことになっていますが、どんな内容ですか。



台所

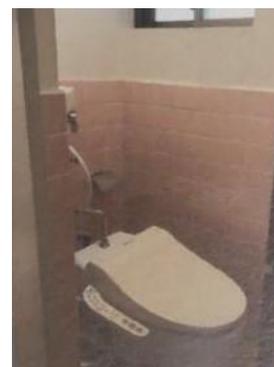
大田区の保護司数名が、みんなの家の支援員・相談員として、交代で毎日、居室を巡回し、在室、居室の整理状況などの確認をしています。また、定期的に事務所において保護司としての生活指導を行っています。スタッフは保護司が主ですので、スタッフそれぞれの思いや理念の共有、および資質向上を図りたいとの考えから、親業訓練、SST (ソーシャルスキルズトレーニング)、動機づけ面接などに関する専門の講師をお招きしての講習会を行ってきました。

——障害のある人や処遇が大変な人も受け入れてくださっていますね。

みんなの家は、社会復帰のための一時的な通過場所に過ぎないのですが、ここに入ってくる人は、今までの人生の中で「人に関わってもらえなかった」という思いがたくさんあると感じています。その人に何が必要かということはここに来てから一緒に考えればいいので、受け入れを行っています。入所後、必要に応じて、相談員が障害者手帳等の申請のサポートを行っています。

——福祉サービス以外ではどのような支援につないでいますか。

就労ですと、大田区生活再建就労支援サポートセンター (JOBOTA: ジョボタ) やハローワークの特別支援窓口につないでいます。医療支援は待たないですが、就労についてはご本人のモチベーションが「どうしても仕事を紹介してほしい」というくらいになるまでは紹介しても続かないと感じています。就労のインセンティブを保つためにはアセスメントが重要であり、単にマッチングしてもうまくいかないのが、同行支援もしています。保護司会において協力雇用主の募集もしていたこともあるので、これまでの蓄積が就労関係の支援にもいかせていると思います。

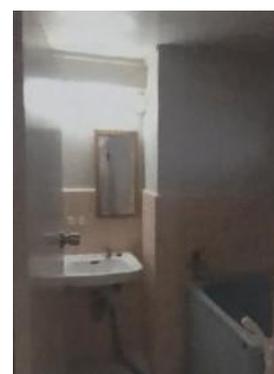


トイレ

その他、住民登録、携帯電話の取得、労働基準監督署への同行など、いろいろな場面で入所者のお手伝いをしています。ちょっとしたことなのですが、こういう支援がご本人の自立のための手助けになっていると感じています。

——皆さんどのような形で退所されますか。

退所者の半数ほどは、だいたい 30 万円くらいのお金を貯めて、アパートを借りて退所されます。その他、無断退所、出奔する人もいます。また、生活保護につないだ人もいます。生活保護に関して医療費の単給措置が所轄の福祉課において昨年からは認められ、助かっています。健康保険証を持って入所してきた人もいますが少ないですね。生活保護、警察、更生保護など、スタッフには様々な分野の方がおり入所者の生活をサポートしていますし、新たな分野のプロの協力を求めることも計画しています。



浴室

——メールマガジンの読者である区市町村の担当者へメッセージをお願いします。

みんなの家は、今年度から大田区の再犯防止推進会議の構成メンバーに加えられました。私たちが得た知識等の資源を地域に還元したいと思っています。

これまで、保護司は自宅に対象者を招いて面接を行うことが常でしたが、制度的に全国

の各保護区内に面接できる更生保護サポートセンターを設けていますが、みんなの家は土日も活動していますので、支援スタッフ以外の保護司の方にも面談室を利用いただいています。

再犯防止といったら刑務所等から出所される人たちだけを思い浮かべるとは思います、罪を犯して刑務所に入る前の段階からの人達にも対応が必要です。このことはあまり知られていないと思います。

国として、毎年7月を「社会を明るくする運動」として、地域住民が、罪を犯した人たちの地域での再出発や再犯防止に関する理解を深められるような啓発運動を行っています。効果が運動になってほしいと強く願っています。

みんなの家を迷惑施設だと思っている人もいます。その方にとって「得体が知れない人が住んでいる」施設と思っているのでしょうか。私たち保護司は生活環境調整（刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の帰住予定地の状況の確認、適当な住居、就労先の確保、福祉、医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう調整すること）を行っています。データでみると、大田区に帰住を希望した受刑者のうち仮釈放されたのは半数以下で、残りは満期釈放等になっていると思われ。大田区で暮らすつもりだった人が他の自治体に暮らしたり、他の自治体で暮らすつもりだった人が大田区で暮らしていることもあると思います。

かつて、保護司充足を地域にお願いして回ったことがありますが、「うちの地域にはそんな人（刑務所に入った人や保護観察になるような人）はいないので関係ない」というスタンスの町会等もありました。

区市町村の担当者の方には、罪を犯した人たちの存在や生活の困難をかかえている人たちを無視したり排除したりするような住民意識を変えるために、先頭に立って働き掛けていただきたいです。

虐待の定義や現状や制度についての説明といったありがちな研修内容よりは、虐待経験者の成育歴やその後の生活のしづらさ、現状を見立てるための研修が必要だと感じました。その人たちのためにやれることがかぎられており、成功事例がわずかであったとしても、また、すぐ再犯をされたとしても真摯に向き合い、努力している団体がたくさんあります。表面にはあまり出てこないと思います。知っていただく機会を設けていただくことも行政の大きな役目の一つだと思っています。

また、私たちに届く情報が少ないのは制度としてやむを得ない面もありますが、自立準備ホームを対象とした研修を実施してスキルアップを支援してほしいと思います。

自立準備ホームの活動が地域の安全安心に寄与していると確信しています。保護観察中の人や更生緊急保護の対象で住まいがない人について、区市町村の皆様からの入所のご相談にも応じます。ご連絡をお持ちしています。